

森林組合や木材市場への丸太の出荷分について

買い手は、森林所有者からの仕入れについて、仕入税額控除ができなくなるので、出荷先の森林組合や木材市場から相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 森林組合に委託して出荷している場合

森林組合の組合員が、森林組合に対して販売を委託した場合(無条件委託方式^(※1)かつ共同計算方式^(※2)に限る)は、組合員から買い手に対するインボイスの交付義務は免除されます。【協同組合特例】

例えば、複数の所有者の森林を集約した施業団地から出荷される丸太について、売上全体を所有者ごとの面積に応じて精算する場合などが該当します。

この場合、買い手は、森林組合が発行する書類で仕入れに係る消費税分を仕入税額控除することができます。

※1 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

※2 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

注：一般的な丸太の取引は、共同計算方式には当たらないことから、協同組合特例の対象とはなりません。

注：木材市場における丸太の取引は、生鮮食料品等ではなく、卸売市場法に規定する卸売市場(それに準ずる卸売市場を含む)における取引に当たらないことから、卸売市場特例の対象とはなりません。

○ 森林組合に委託して出荷している場合で協同組合特例に該当しない場合や、森林組合が買い取っている場合、あるいは木材市場に出荷している場合

・ 買い手が簡易課税制度を選択した事業者等である場合

買い手が簡易課税制度^(※)を選択した事業者や免税事業者であれば、インボイスの交付は求められません。

※ 簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

この制度は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

・ 買い手が課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を除く)である場合

1 買い手は、森林所有者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、出荷先の森林組合や木材市場から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から2年間は、仕入れに係る税額の70パーセント控除可能
- ③ 令和10年10月から2年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能
- ④ 令和12年10月から1年間は、仕入れに係る税額の30パーセント控除可能

2 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、納税額を売上税額の2割に軽減する措置、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する措置が設けられています。
【2割特例・3割特例】

3 今後の経営発展を考えて、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。